第四十六条第一項中「卸電気事業者」の下に「、特定電気事業者及び特定規模電気事業者」を加え、同項中「あつては第二号ホ」を「あつては、第二号ホ」に改め、同条第二項中「卸電気事業者」の下に「、特定電気事業者及び特定規模電気事業者」を加え、同条第三項中「第二十九条第二項」を「第二十九条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第二十九条第二項の規定により推進機関が供給計画を送付しようとするときは、様式第三十八の三の供給計画取りまとめ送付書に従い、これを行わなければならない。

第四十六条の次に次の二条を加える。

第四十六条の二　電気事業者は、電気事業者となった日を含む年度にあっては、電気事業者となった後遅滞なく、その供給計画を推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。

（広域的運営を図るために必要な措置）

第四十六条の三　法第二十九条第六項第五号の経済産業省令で定める措置は、一般電気事業者及び卸電気事業者に対して行う次に掲げる措置とする。

一　会社間連系線に係る設備を整備すること。

二　主要送電線路（使用電圧が二百五十キロボルト以上の送電線路及び最上位電圧から二階級までの送電線路（供給区域内の最上位電圧が二百五十キロボルト未満の場合にあっては、最上位電圧の送電線路に限る。）であって、会社間連系線を除くものをいう。）に係る設備を整備すること。

第百二十七条第三号中「第九十二条の五」を「第九十六条」に改める。

第百三十条中「第九十二条の二」を「第九十六条」に改める。

第百三十一条第一項中「第九十二条の三第二項」を「第九十四条第二項」に改め、同条第二項及び第三項中「第九十二条の三第一項」を「第九十四条第一項」に改める。

第百三十二条中「第九十二条の五」を「第九十六条」に改める。

第百三十三条中「第百七条第七項」を「第百七条第八項」に改める。

様式第八備考中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　発電設備の出力の変更の場合は、当該変更を行う年月日を備考欄に記載すること。

様式第三十一の次に次の八様式を加える。

様式第31の２（第45条の３関係）

卸供給事業開始届出書

年　月　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）　印

次のとおり卸供給事業を開始したので、電気事業法第28条の２第１項の規定により届け出ます。

事業開始年月日		
卸供給事業の用に供する発電用の電気工作物	設置の場所	
	原動力の種類	
	周波数	
	出力	

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第31の３（第45条の３関係）

卸供給事業変更届出書

年　月　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）　印

次のとおり卸供給事業の届出事項を変更したので、電気事業法第28条の２第２項の規定により届け出ます。

変更の内容	
変更した年月日	
卸供給事業開始届出年月日	

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第31の４（第45条の３関係）

卸供給事業廃止届出書

年　月　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）　印

次のとおり卸供給事業を廃止したので、電気事業法第28条の２第２項の規定により届け出ます。

廃止年月日	
卸供給事業開始届出年月日	

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第31の５（第45条の３関係）

卸供給事業休止届出書

年　月　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）　印

次のとおり卸供給事業を休止したので、電気事業法第28条の２第２項の規定により届け出ます。

休止年月日及び予定期間	
休止した卸供給事業の内容	
卸供給事業開始届出年月日	